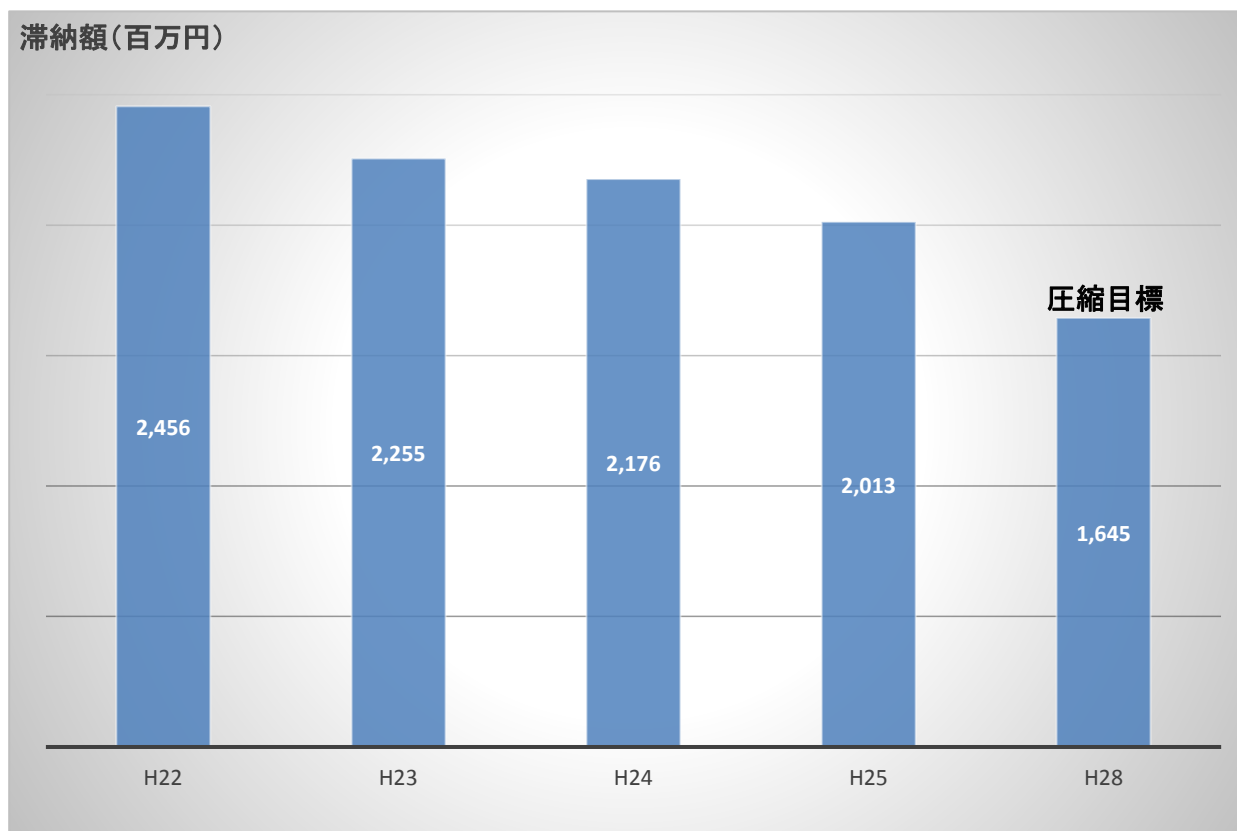


岡山県における 税外滞納債権の整理回収に関する取組

1 税外滞納債権額の推移



※滞納額のうち強制徴収債権の割合は3%程度であり、大半の滞納が奨学金や貸付金などの非強制徴収債権(主に私債権)である。

2 滞納債権の縮減に向けた主な取組

(1) 弁護士への業務委託の活用(H25～)

- ・担当課のみでは対応が困難な滞納債権の整理・回収の促進

(2) 債権管理の強化(H25～)

- ・債権管理条例の施行(適正かつ効率的な債権管理)
- ・嘱託弁護士の活用(研修会の開催、法律相談、法律手続の指導等)

(3) 滞納債権対策会議の開催(H26.2～)

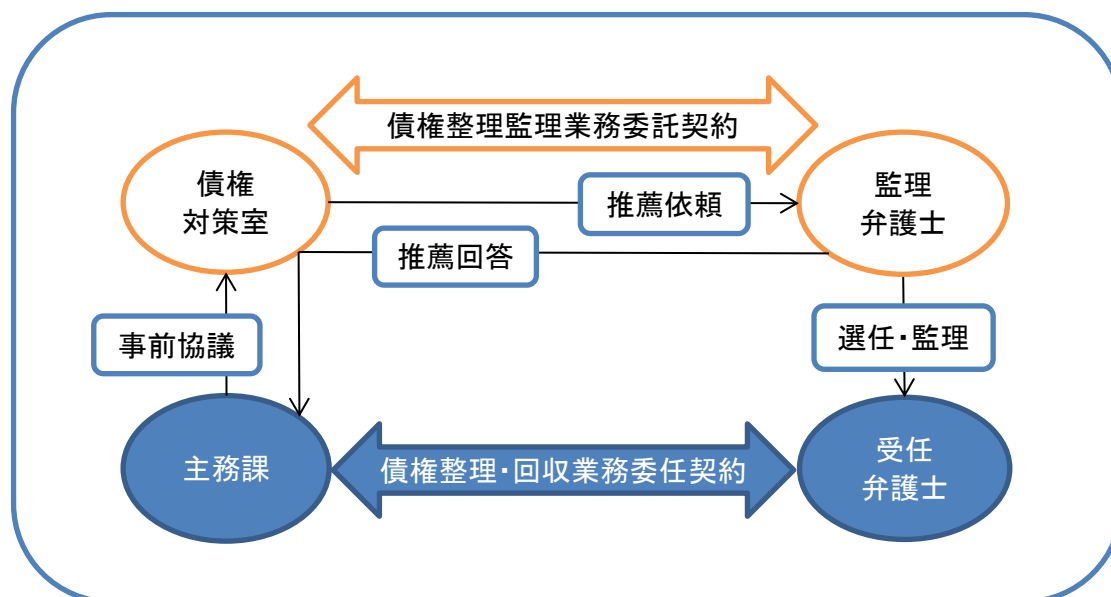
- ・部局ごとに滞納債権の圧縮目標を設定
- ・定期的に進捗状況等のフォローアップ

(4) 債権対策室の設置(H26～)

- ・嘱託弁護士による支援の拡充(週1回→週4回)
- ・担当課の職員を室の兼務にし、主要滞納債権を集中的に整理・回収

3 弁護士委託制度の概要

(1) 契約の流れ



(2) 弁護士の役割

別紙のとおり

(3) 委託実績等(平成26年8月末時点)

(単位:千円)

	平成25年度		平成26年度		合計	
	件数	滞納額	件数	滞納額	件数	滞納額
委託予告により完納又は分納を開始	30	12,543	28	19,122	58	31,665
弁護士委託した事案	116	37,549	6	1,142	122	38,691
完納	10	1,850	0	0	10	1,850
分納	30	8,748	0	0	30	8,748
訴訟提起	20	5,925	1	343	21	6,267
催告中	55	20,352	5	799	60	21,151
免除等	1	675	0	0	1	675

※滞納額は、弁護士委託を予告又は委託した時点のものである。

< 弁 護 士 の 役 割 >

